

当店の預金商品の概要

期間の定めのない預金

1. 商品名	・インターネット支店専用普通預金
2. 販売対象	・個人の方
3. 期間	・期間の定めはありません。
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・随時預入できます。 ・1円以上 ・1円単位
5. 払戻方法	・随時払戻しできます。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・変動金利 毎日の当金庫ホームページ掲載の利率を適用 ・年2回(3月、9月)当金庫所定の日に元金に組入れます。 ・毎日の最終残高1,000円以上について、付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算します。
7. 税金	・お利息には20%(国税15%、地方税5%)の税金がかかります。 ※平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金がかかります。
8. 手数料	・ICキャッシュカードによる払戻等の場合には、カード規定に定める手数料をいただくことがあります。(詳しくは「手数料一覧」をご覧ください。)
9. 付加できる特約事項	_____
10. 中途解約時の取り扱い	_____
11. 金利情報の入手方法	・金利は、当金庫ホームページ掲載またはインターネット支店へご照会ください。
12. 苦情処理措置 ・紛争解決措置	【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、インターネット支店または業務部[9時～17時30分、電話:0120-167-091]にお申し出ください。 【紛争解決措置】 東京弁護士会[電話番号:03-3581-0031]、第一東京弁護士会[電話番号:03-3595-8588]、第二東京弁護士会[電話番号:03-3581-2249](以下「東京三弁護士会」という。)、愛知県弁護士会[電話番号:052-203-1777]の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記業務部または全国しんきん相談所[9時～17時、電話:03-3517-5825]にお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまからのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、上記業務部または全国しんきん相談所にお問合わせください。
13. その他参考となるべき事項	・公共料金等の自動支払いおよび給与、年金、配当金、公社債元利金等の自動受取ができます。 ・預金保険制度の対象です。 ・手形、小切手、配当金領収証その他の証券類の受入はできません。 ・マル優の取扱いはありません。 ・お一人さま一口座で、ICキャッシュカード発行、個人インターネットサービス契約をしていただきます。 なお、インターネットを利用してこれらをお申し出いただけます。